

国内経済要録

◇通貨調整に伴う当面の諸措置

政府は、多国間通貨調整の合意に基づき、外国為替および外国貿易管理法第7条第1項の規定により、基準外国為替相場をアメリカ合衆国通貨1ドルにつき360円から308円に変更し、12月20日から適用した(なお為替変動幅は、上下各2.25%)。

大蔵省および日本銀行が決定した通貨調整に伴う当面の諸措置は次のとおり。

(1) 銀行間為替取引の一部制限

新レート決定後の為替取引が円滑に行なわれるよう、12月20日に限り、銀行間の取引を制限(対顧客取引および銀行間取引のうち先物予約の実行にかかわるものは除外)。

(2) 中小企業輸出予約関係外貨預託および中小企業期限付輸出手形買取り関係外貨預託を12月20日以降廃止。

(3) 46年5月ないし8月以降実施された為替管理強化措置の緩和

イ、第1次緩和(12月21日から実施)

(イ) 為銀に対する円転規制の緩和(毎日残高規制方式を月中平残規制方式に改正)。

(ロ) 為銀に対する債務残高規制の廃止。

(ハ) 為銀の現地貸付および現地借入れ保証に関する規制ならびに一般企業対象の本社保証規制の廃止。

ロ、第2次緩和(1月6日から実施)

(イ) 本邦為銀に対する自由円残高規制の廃止。

(ロ) 一般企業に対する輸出前受け金受入れ規制の廃止。

(ハ) 証券会社名義特別勘定の残高規制の廃止。

(ニ) 主要為銀14行に対する海外短資取入れ指導(枠規制)の廃止。

(4) 為替変動幅制限が停止されている間の臨時措置として実施してきた中小企業関係期限付輸出手形を引当てとする外国為替手形の買取りを、12月20日限り廃止。

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は、45年10月以来4回にわたって公定歩合の引下げを行なうなど金融緩和政策を進めてきたが、経済活動は引き続き停滞を示しているので、新為替レート決定後の内外情勢をも考慮し、金利の低下傾向を一段と促進するため、公定歩合をさらに年0.5%引き下げること

とし、12月29日から実施した。

なお、市中の金融取引の実情を考慮し、商業手形に準ずると認められる手形につき商業手形割引歩合並みの金利で担保貸付を行なうこととした。

変更後の基準割引歩合および貸付利子歩合等

| | 変更後 | 変更前 |
|---|---------|---------|
| 商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形(注)を担保とする貸付利子歩合 | 年 4.75% | 年 5.25% |
| 期限付輸出手形割引歩合 | 4.75 | 5.25 |
| 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 | 4.75 | 5.25 |
| その他のものを担保とする貸付利子歩合 | 5.00 | 5.50 |
| (参考)外国為替資金貸付の貸付利子歩合 | 4.75 | 5.25 |

(注)「商業手形に準ずる手形」を担保とする貸付を新設。

◇市中貸出金利の自主規制最高限度の引下げ

公定歩合の変更に伴い、市中貸出金利の自主規制最高限度が次のとおり変更された。

(1) 銀行貸出金利

全国銀行協会連合会は、貸出金利の自主規制最高限度を次のとおり引き下げ、1月4日以降の新規貸出分から実施することとした。

銀行貸出金利

| | 変更後 | 変更前 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付 | 年 5.00% | 年 5.50% |
| 期限付輸出手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付 | 5.50 | 6.00 |
| 輸出前貸手形のうち日本銀行貸付担保適格手形の割引および貸付 | 5.50 | 6.00 |
| その他の手形の割引ならびに貸付 | 6.75 | 7.25 |
| 当座貸越 | 7.75 | 8.25 |

(2) 指定金銭信託資金貸出金利

信託協会は、指定金銭信託資金貸出金利の最高限度を次のとおり引き下げ、1月4日以降新規貸出分(書

換継続分を含む)から実施することとした。

指定金銭信託資金貸出金利

| | 変更後 | 変更前 |
|--------------------------------|---------|---------|
| 標準金利 信用度の特に高い手形の 割引および貸付 | 年 5.25% | 年 5.75% |
| その他の手形の割引ならび に貸付 | 7.00 | 7.50 |

◇政府短期証券割引歩合の変更

大蔵省は12月30日、公定歩合の変更に伴い、政府短期証券の割引歩合を年5.125%から年4.625%に0.5%引き下げることを決定、1月4日以降発行分から実施することとした。

◇7分利国庫債券の発行条件決定

6分半利国庫債券に代わって発行される7分利国庫債券の発行条件が次のように決定され、1月発行分から実施されることとなった(カッコ内は6分半利国庫債券の発行条件)。

| | |
|--------|----------------|
| 表面利率 | 7.0%(6.5%) |
| 発行価格 | 98.90円(97.75円) |
| 償還期限 | 10年(7年) |
| 応募者利回り | 7.189%(6.978%) |

◇事業債の発行条件改訂

最近の公社債市中実勢利回りの低下傾向にかんがみ、事業債の発行条件が12月24日の起債会において次のように改訂され、1月起債分から実施されることとなった(カッコ内は改訂前)。

| | 表面利率 (%) | 発行価格 (円) | 応募者利回り (%) |
|-----|-------------|--------------|---------------|
| A格 | 7.4(7.4) | 99.50(98.50) | 7.508(7.730) |
| A'格 | 7.4(7.4) | 99.25(98.00) | 7.563(7.842) |
| B格 | 7.4(7.4) | 99.00(97.75) | 7.619(7.899) |
| C格 | 7.6(7.6) | 99.25(98.00) | 7.765(8.046) |
| D格 | 7.6(7.6) | 98.75(97.50) | 7.877(8.161) |

◇昭和47年度の政府経済見通しと経済運営の基本的態度

政府は12月30日、「昭和47年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議で了解した。その概要は次のとおり。

(1) 46年8月15日に発表された米国の新経済政策とその後の国際通貨不安は、ようやく回復のきざしをみせて

いた景気の先行きに大きな影響を与え、景気は再び低迷傾向を強めている。こうした経済情勢の推移に即応して、政府および日本銀行は、公定歩合の引下げ、財政投融资の追加、公共事業の施行促進等一連の景気拡大策を実施し、とくに9月以降は46年度補正予算を中心に景気振興策を一段と積極化してきた。12月18日の多角的通貨調整の成功は、4か月以上継続した通貨不安を収拾し、国際経済環境に明るさを取りもどすこととなったが、国内経済においては、設備投資の低迷などにより、総需要はなお停滞基調で推移している。

(2) 47年度の経済運営にあたっては、積極的な景気振興策を展開するとともに、新通貨体制に対する円滑な適応を図りつつ、成長と福祉の調和にたつ新しい経済発展へ踏み出す第一歩の年とするものとし、このため次の諸施策を重点的に講ずることとする。

第1に、47年度中に経済活動を確固たる安定成長の軌道に乗せるため、公債政策を活用した積極的機動的な財政金融政策の運用を図ることとする。

第2に、国民福祉の向上をめざして、生活関連施設を中心とする公共投資の拡充、民間住宅建設の促進など社会開発の強力な展開を図るとともに、国土の総合的開発に努めるものとする。

第3に、通貨調整の効果を確保するとともに、経済の効率化と国際経済関係の安定的拡大を図るため、国内体制の整備に努めつつ、輸入の自由化、関税引下げなどによる輸入の促進等対外経済政策をさらに積極的に推進することとし、あわせて各国と協調しつつ国際通貨、貿易体制の健全な発展に努めることとする。

第4に、消費者物価の安定を図り、国民生活の向上に資するため、輸入政策の積極的活用、生鮮食料品の安定的供給の確保、競争条件の整備などの諸施策を強力に実施することとする。とくに、円切上げに伴う輸入価格低下の利益が消費者に還元されるよう努めるほか、公共料金については極力抑制的に取り扱うものとする。

第5に、上記諸施策の実効をあげるため、農業、中小企業等の近代化と円滑な転換、労働力の効率化と職業転換等適応施策を積極的に推進するとともに、産業構造の知識集約化、労働条件の近代化、重要資源の開発などの諸施策を充実するものとする。

なお、47年度においては、通貨調整後の新たな内外の経済環境の下において、また沖縄復帰の事実を組み入れて、わが国経済社会が将来にわたって進むべき進路を明らかにするため、新たな長期計画を策定することとする。

主 要 経 済 指 標

| | | 単 位 | 45 年 度 (実 績) | 46 年 度 (実績見込み) | 47 年 度 (見 通 し) | 46年度 45年度(%) | 47年度 46年度(%) |
|-----------------------|-------------|-----------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 国民総生産 (同実質対前年度比) | | 億 円 | 732,137 (—) | 802,200 (—) | 906,000 (—) | 109.6 (104.3) | 112.9 (107.7) |
| *国民総生産 *(同実質対前年度比) | | 億 円 | 732,137 (—) | 802,200 (—) | 902,000 (—) | 109.6 (104.3) | 112.4 (107.2) |
| *個人消費支出 | | 億 円 | 375,858 | 426,600 | 485,500 | 113.5 | 113.8 |
| *国内民間総資本形成 | | 〃 | 224,750 | 208,700 | 228,000 | 92.9 | 109.2 |
| *企業設備 | | 〃 | 147,207 | 145,500 | 149,500 | 98.8 | 102.7 |
| *在庫品増加 | | 〃 | 29,194 | 10,000 | 17,000 | 34.3 | 170.0 |
| *民間住宅 | | 〃 | 48,349 | 53,200 | 61,500 | 110.0 | 115.6 |
| *鉱工業生産指数 | | 昭和40年=100 | 220.4 | 227.0 | 244.0 | 103.0 | 107.5 |
| *卸売物価指数 | | 〃 | 111.2 | 110.2 | 110.2 | 99.1 | 100.0 |
| *消費者物価指数(全国) | | 昭和45年=100 | 101.4 | 107.6 | 113.3 | 106.1 | 105.3 |
| 国 際 収 支 | 経 常 収 支 | 百万ドル | 2,365 | 5,500 | 4,680 | — | — |
| | 貿 易 収 支 | 〃 | 4,455 | 7,550 | 7,100 | — | — |
| | 輸 出 | 〃 | 19,865 | 23,400 | 25,350 | 117.8 | 108.3 |
| | 輸 入 | 〃 | 15,410 | 15,850 | 18,250 | 102.9 | 115.1 |
| | 貿 易 外 収 支 | 〃 | △ 1,861 | △ 1,800 | △ 2,150 | — | — |
| | 移 転 収 支 | 〃 | △ 229 | △ 250 | △ 270 | — | — |
| | 長 期 資 本 収 支 | 〃 | △ 1,347 | △ 1,500 | △ 2,000 | — | — |
| 基 礎 的 収 支 | | 〃 | 1,018 | 4,000 | 2,680 | — | — |
| 通 関 輸 出 | | 〃 | 20,261 | 23,850 | 25,850 | 117.7 | 108.4 |
| 通 関 輸 入 | | 〃 | 19,347 | 19,910 | 22,900 | 102.9 | 115.0 |

(注) * 印は、統計的な制約により、沖繩分を含んでいない。

(3) 上記のような経済運営の基本的態度の下において、47年度のわが国経済はおそくとも年度の後半には安定成長路線へ回復していくものと期待され、国民生産は90兆6,000億円程度、前年度比実質7.7%程度の伸び(沖縄の本土復帰による増加分を控除すれば、7.2%程度)、名目では12.9%程度の伸びとなるものと見込まれる。

主要経済項目の動向は別表のとおり。

◇株式信用取引規制の強化等

各地証券取引所は、最近における株式市況の高騰にかんがみ、次のとおり信用取引規制を強化するとともに、8月24日以降実施されていた値幅制限臨時措置に代わって次のような値幅制限を設けることとし、1月4日から実施した。

(1) 信用取引委託保証金率の引上げ

全銘柄につき従来30%のところ12月27日以降40%へ(ただし、三光汽船、ジャパンライン等12の信用取引人気銘柄については、個別に40%を上回る委託保証金

率を適用)。

(2) 新たな値幅制限措置の実施(カッコ内は8月24日以降実施の制限値幅)

東京証券取引所値幅制限額

| | | | |
|----|----------|------|-------------|
| 株価 | 100円未満 | 30円 | (新設) |
| | 200円 | 〃 | 50円 (30円) |
| | 500円 | 〃 | 80円 (40円) |
| | 1,000円 | 〃 | 100円 (50円) |
| | 1,500円 | 〃 | 200円 (100円) |
| | 1,500円以上 | 300円 | (150円) |
| | 2,000円 | 〃 | 400円 (新設) |

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の数次にわたる低下に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

| | 信用状つき | | 信用状なし | |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 3か月以上 | 4か月以上 | 3か月以上 | 4か月以上 |
| 改訂前 | 7.375% | 7.375% | 7.625% | 7.625% |
| 12月7日以降 | 7.250 | 7.375 | 7.500 | 7.625 |
| 10日〃 | 7.250 | 7.250 | 7.500 | 7.500 |
| 14日〃 | 7.125 | 7.125 | 7.375 | 7.375 |
| 22日〃 | 7.000 | 7.000 | 7.250 | 7.250 |
| 31日〃 | 6.875 | 6.875 | 7.125 | 7.125 |
| 1月7日〃 | 6.750 | 6.750 | 7.000 | 7.000 |

◇米ドル建現地貸金利の改訂

本邦主要外国為替銀行では、最近における米国短期金利の低下傾向にかんがみ、米ドル建現地貸金利を次のとおり改訂し、1月4日から実施した。

| | (新レート) | (改訂前) |
|----|----------|----------|
| 一般 | 7.125%以上 | 7.375%以上 |
| 優遇 | 6.875 % | 7.125 % |